

# 子育て支援課からのお知らせ

## ひとり親家庭等医療費現況届について

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、資格証の更新申請をしていただくことになっております（対象者の方には7月中旬に通知しています）。

つきましては、下記により申請をしてくださるようお願いいたします。

受付期間 7月26日(水)～28日(金)

受付時間 平賀地域 8時15分～19時  
尾上・碓ヶ関地域 8時15分～17時

### 受付場所

- ▷平賀地域 子育て支援課子育て支援係(健康センター内)
  - ▷尾上地域 尾上総合支所市民生活課市民係
  - ▷碓ヶ関地域 碓ヶ関総合支所市民生活課市民係
- ※尾上・碓ヶ関地域の方で、17時までに届け出が間に合わない方は、次の問い合わせ先にご連絡のうえ、健康センターで手続きをしてください。

## ひとり親家庭等就業支援講習会

ひとり親家庭の親または子および寡婦の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

募集期間 7月21日(金)～8月10日(木)

受講料 無料(教材費、受験料は本人負担)

※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担となります。

## ○パソコン講習会(個別指導)

### 内容

- (1)パソコン講習(ワード、エクセル、パワーポイント他)
  - ・受講生の希望およびレベルに合わせた内容
  - ・希望により講習会終了後、検定試験受験も可能

(2)就活応援セミナー

(3)ひとり親家庭生活支援懇話会

期間 8月31日(木)～11月30日(木)

時間 受講生とスクールとの調整により決定

会場 ㈱ソフトキャンパス弘前校  
弘前市大字土手町38番地

対象 ひとり親家庭の親または子および寡婦

定員 10名

## ○調理師試験準備講習会

内容 平成29年度の調理師試験の受験対策

期間 平成29年9月頃

対象 ひとり親家庭の親または子および寡婦で、平成29年度調理師試験を受験される方

定員 4名

お申し込みに関することや、ご不明な点がございましたら、子育て支援課子育て支援係または(公財)青森県母子寡婦福祉連合会(☎017-735-4152)までお問い合わせください。

受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。

問合せ：子育て支援課 子育て支援係 ☎44-1111 (内線1151・1152)

# 農地を転用する場合には、事前の手続きを!

農地を農地以外に利用する場合(農地転用)には、農地法上の「許可」が必要となります。

農地を効率的に利用するためにも、農業者をはじめ、開発に携わる方々も「農地転用許可制度」をご理解いただき、法令遵守にご協力くださるようお願いいたします。

## 農地転用許可制度の目的

食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

## 農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場などに利用する場合も転用許可が必要です。

## 無断転用

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が課されることもあります。

## ■農地の無断転用の例

- ・資材置場にした
- ・青空駐車場にした
- ・建設残土の捨て場にした
- ・農業用施設を建てた
- ・住宅や倉庫を建てた

※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

## 農地に盛土をする場合の届出

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会へ届出をしていただくことになりました。届出書は、農業委員会にあります(市ホームページからもダウンロードできます)。

詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

問合せ：農業委員会事務局 農地係 ☎44-1111 (内線2152)